

2021 年 9 月 6 日改定版

講習開催団体 各位

日本赤十字社神奈川県支部

新型コロナウイルス感染症まん延下における 救急法等講習の実施について

日頃より、救急法等講習の普及にご協力いただき、誠にありがとうございます。

当支部では、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、令和2年9月より感染防止対策を講じたうえで救急法等講習を実施している次第です。

つきましては、講習実施について、当面の間は下記のとおりといたしますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 講習開催にかかる種別、再開日等について

○講習実施の可否等について

日本赤十字社本社の通知に基づき、新型コロナウイルス流行下における当支部での各講習の開催および開催団体については以下のとおりとします。

講習種別	可否	対象	再開日	備考
救急法基礎講習	○	全ての開催団体	2021 年 1 月 4 日	暫定措置による実施※3
救急法救急員養成講習	△	限定団体のみ※2	2021 年 10 月 1 日	
水上安全法 救助員養成講習 I・II	△	限定団体のみ※2	2021 年 10 月 1 日	
雪上安全法 救助員養成講習 I・II	△	限定団体のみ※2	2021 年 10 月 1 日	
健康生活支援講習 支援員養成講習	△	限定団体のみ※2	2021 年 10 月 1 日	
幼児安全法支援員養成講習	△	限定団体のみ※2	2021 年 10 月 1 日	
各短期講習	○	全ての開催団体	2020 年 9 月 1 日	

※1 再開後であっても、国による緊急事態宣言の期間中は原則全講習を休止します。また、その他 の県や日赤本社等からの要請により、支部の判断で休止する場合もあります。

※2 限定団体については、後述の【○限定団体について】をご参照ください。

※3 暫定措置での実施については、限定団体を除きます。なお、限定団体が主催の講習においても人工呼吸の実技は実施しません。

○限定団体について

- ・以下の団体とします。

ア. 日本赤十字社施設

イ. 警察、消防、自衛隊(国民の生命・生活を守る社会的使命を担っている団体)

※その他の団体については、人と人との接する実技は引き続き実施できません。今後の感染状況を見極めながら、今後段階的に実施要件等を見直していく方針です。

※受講対象および指導員については、「限定団体」に所属している方に限ります。

○講習開催の申請について

- ・通常ご提出いただいている「講習開催申請書」に併せて、「講習開催申請チェック表」(様式1)のご提出をお願いいたします。
- ・申請にあたっては後述の内容をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

2. 講習開催にかかる条件等について

○下記の条件を満たす場合のみ実施することができる

(1) 環境に關すること

【3つの密(密閉・密集・密接)の防止が図れる会場をご準備ください】

- ①会場の窓、扉を開放するなど、常時または定期的(最低毎時2回以上)な2方向換気を徹底してください。
- ②人ととの間隔は原則2メートル程度確保してください。なお、実技やグループワークを実施する際は、マスクを着用し、大声を出さないなど、飛沫感染防止策を適切に講じ、最低1メートル以上確保してください。
- ③人ととの接触時間を必要最低限にしてください。

- ④会場が屋内の場合の受講人数は、原則として会場収容人数の半分以下としてください。
※その他、詳細な確認事項等は「講習開催申請チェック表」(様式1)を参考にしてください。

- ⑤事前に神奈川県の「感染防止対策取組書」を発行し会場内に掲示してください。

- ⑥神奈川県「LINEコロナお知らせシステム」も活用してください。

- ⑦支部より貸し出した資材について、返却前に指定の方法で消毒をしてください。

(2) 講習内容に關すること

【以下の実技等は実施しないでください】

- ①人工呼吸(呼気吹き込み法)

- ②人と人が接触する実技(包帯、搬送等、指導員のデモンストレーションも含む)

- ③3つの密が避けられないグループワーク等(シミュレーション等)

※救急法基礎講習の実施方法については「救急法基礎講習における暫定措置について(別紙2)」に基づき実施します。

※前述の「限定団体」が実施する場合に限り、①のみ実施しないこと。②③については十分な感染防止対策を講じたうえで従来通りの方法で実施します。なお、②については受講者が使い捨て手袋を着用することを実施の条件とします。(水中での実技はその限りでない)

※その他限定団体以外が実施する各短期講習の実技内容については、「感染拡大防止に留意した講習の再開における内容について」(資料2)をご確認ください。

(3) その他の事項について

- ・体調がすぐれない受講者については、あらかじめ受講を控えていただきますようご配慮願います。
- ・受講者は原則として開催地域の在住・在勤・在学者を対象としてください。
- ・講習受講者に対し、事前に「受講者の皆さんへのお願い」(配布資料)をお渡しいただき受講者自身が感染予防に留意し、講習参加できるように対処願います。
- ・受講者は講習当日の起床時から講習開始前までに検温をし、「健康チェック表」(様式3)を記入してください。
※用紙については、恐れ入りますが神奈川県支部HPよりダウンロードし、ご使用ください。
- ・記入済の「健康チェック表」(様式3)は講習開始前にまとめて指導員に提出してください。その受講者の健康状態を確認し、講習を実施させていただきます。
※チェック項目については、「健康チェック表」(様式3)を参照ください。
- ・「健康チェック表」(様式3)は指導員が確認後、約1カ月程度は開催団体が保管し、その後は速やかに破棄してください。
- ・手指消毒用アルコールを開催団体にご準備いただき、受講者は講習開始前に手指消毒を実施し、講習中も適宜手指消毒をお願いいたします。
- ・指導員が使用する手指消毒用アルコールについても、開催団体でご用意いただいたものを使用させていただきます。
- ・講習中の資材の消毒用として布等をご準備ください。
- ・受講者は常にマスクを着用してください。
- ・講習中は指導員の指示に基づき、感染防止対策にご協力をお願いいたします。
- ・講習開始前に指導員が「講習実施チェック表」(様式2)を用いて、環境や受講者の体調等のチェックを実施します。
- ・安全が担保できないと支部が判断した場合には、講習を中止とすることがあります。
- ・安全が担保できないと開催団体が判断した場合には、速やかに講習を中止してください。
- ・感染拡大防止のため、貸し出し資材については仕様の変更や使用方法の変更等をお願いする場合があります。

3. 準備等のお願い

- ・受講者及び指導員用の手指消毒用アルコールのご準備をお願いいたします。
- ・前述の「限定団体」が人と人との接する実技等を実施する場合は、使い捨て手袋を準備してください（指導員分を含む）
- ・支部より貸し出した資材について、返却前に指定の方法で消毒をしてください。
- ・3密を防ぐことができる会場の準備をお願いします。会場が屋内の場合は、原則として収容人数の半分を受講人数の定員としてください。
- ・受講者の緊急連絡先を把握していただき、万が一、感染が発生した場合の備えをお願いします。
- ・休日においても受講者からの連絡が可能なように、休日対応可能な連絡先を受講者に周知してください。

4. 万が一受講者の感染が確認された場合について

- ・講習終了後、14日以内に新型コロナウイルスの感染が確認された場合には、速やかに以下の問い合わせ先にご連絡を願いいたします。
- ・感染が確認された場合には保健所等の聞き取り調査へのご協力を願いいたします。

2020年07月21日 策定

2020年10月27日 改定

2021年09月06日 改定

(問い合わせ先)

日本赤十字社神奈川県支部

救護課 健康安全係

電話 045-681-2192(代) FAX 045-681-1120